

教 生 学 第 7 0 1 号  
令和2年(2020年)12月14日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)  
( 各 市 町 村 立 学 校 長 )

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から、別添写しのとおり連絡がありましたので、通知します。

標記の件については、令和元年(2019年)11月6日付け教生学第668号「不登校児童生徒への支援の在り方について」において、指導要録上の出欠の取扱い等について適切に対応されるようお願いしているところですが、ICT等を活用した学習支援や、スクールカウンセラーによるオンライン等を用いた相談支援などの取組については、不登校児童生徒の教育機会の確保、学習意欲の維持・向上等のためにも重要であり、更なる取組の実施が期待されているところです。

つきましては、先の通知の趣旨を踏まえ、学校外での学習活動等の適切な把握も含めたICT等を活用した学習支援や相談支援を積極的に実施していただきますよう、お願いいたします。

(生徒指導(問題行動等)係)





事 務 連 絡

令和2年9月23日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国立大学法人附属学校事務主管課  
各公立大学法人附属学校事務主管課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた各市町村担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

#### 不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援について

標記の件については、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け元文科初第698号）において、指導要録上の出欠の取扱い等について適切に対応されるようお願いしているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策を契機として、関係者の様々な努力により、ICT等を活用した学習支援や、スクールカウンセラーによるオンライン等を用いた相談支援など、様々な取組が実施されています。これらの取組は、不登校児童生徒の教育機会の確保、学習意欲の維持・向上等のためにも重要であり、GIGAスクール構想等により学校におけるICT環境の整備が進む中、更なる取組の実施が期待されます。

また、文部科学副大臣を座長とする「魅力ある学校づくり検討チーム」による報告書（令和2年9月8日）においても、「GIGAスクール構想の実現によりICT端末の一人一台環境が整備されることとなるが、不登校児童生徒に対する教育支援センターや民間団体、自宅における学習環境が充実することにより、学校とのつながりが強化されるとともに、学習の遅れが軽減されることで、社会的自立につながることを期待される。不登校児童生徒への支援の充実を図るため、オンラインによる授業の配信やICT教材の提供、学習成果の評価などの学校・教育委員会における取組について普及を図る」、「対面による相談が困難な場合、スクールカウンセラー等による遠隔技術を用いた相談の実施を推進する」とされています。

については、ICT等を活用した学習支援の事例（別添1）や、一般社団法人日本臨床心理士会による「オンラインによる遠隔でのカウンセリングにおける留意点」（別添2）も参照しながら、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人及び公立大学法人にあっては設置する附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各市町村担当部課にあっては認可した学校に対し、先の通知について一層の周知を図るとともに、その趣旨等を踏まえ、学校外での学習活動等の適切な把握も含めたICT等を活用した学習支援や相談支援の積極的な実施がなされるよう、御指導をお願いします。

《参考資料》

- ・「魅力ある学校づくり検討チーム」報告（令和2年9月8日）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/mext\\_00920.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mext_00920.html)

- ・不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）（令和元年10月25日）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm)

《本件連絡先》

初等中等教育局児童生徒課

生徒指導室生徒指導第一係

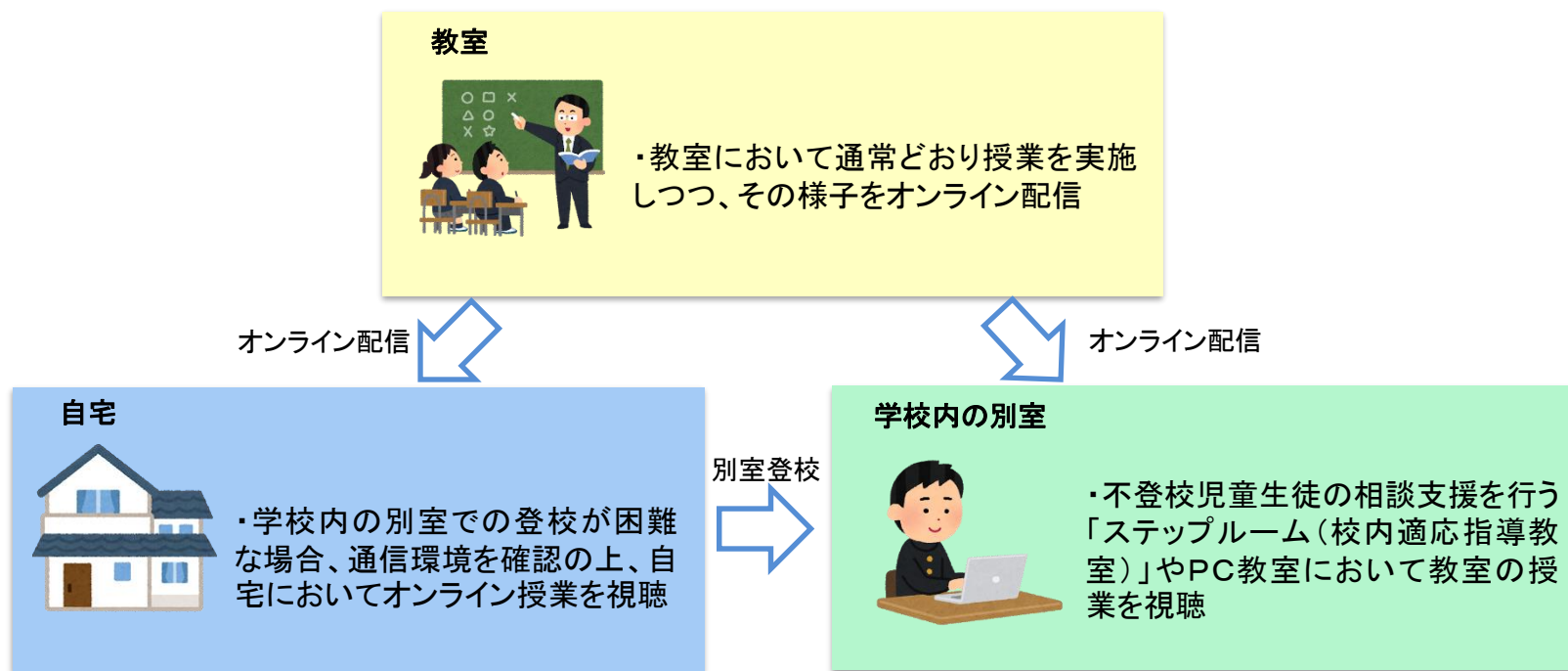
TEL:03-6734-3299（直通）

# 事例1：教室で行う授業のオンライン配信（福岡市）

## 支援内容

- 不登校児童生徒・保護者がオンライン学習を希望する場合、学校へ連絡。
- 授業のオンライン配信に際して、授業を行う日時、教科、オンライン授業のルール等について、不登校児童生徒・保護者と事前に打合せを実施。
- 学校内の別室において授業を受けられる場合、学校内の別室へ授業のオンライン配信を実施。
- 学校内の別室での学習が困難な場合は、通信環境の確認を行った上で、自宅へのオンライン配信を実施し、校長が指導要録上の出席扱いを判断。

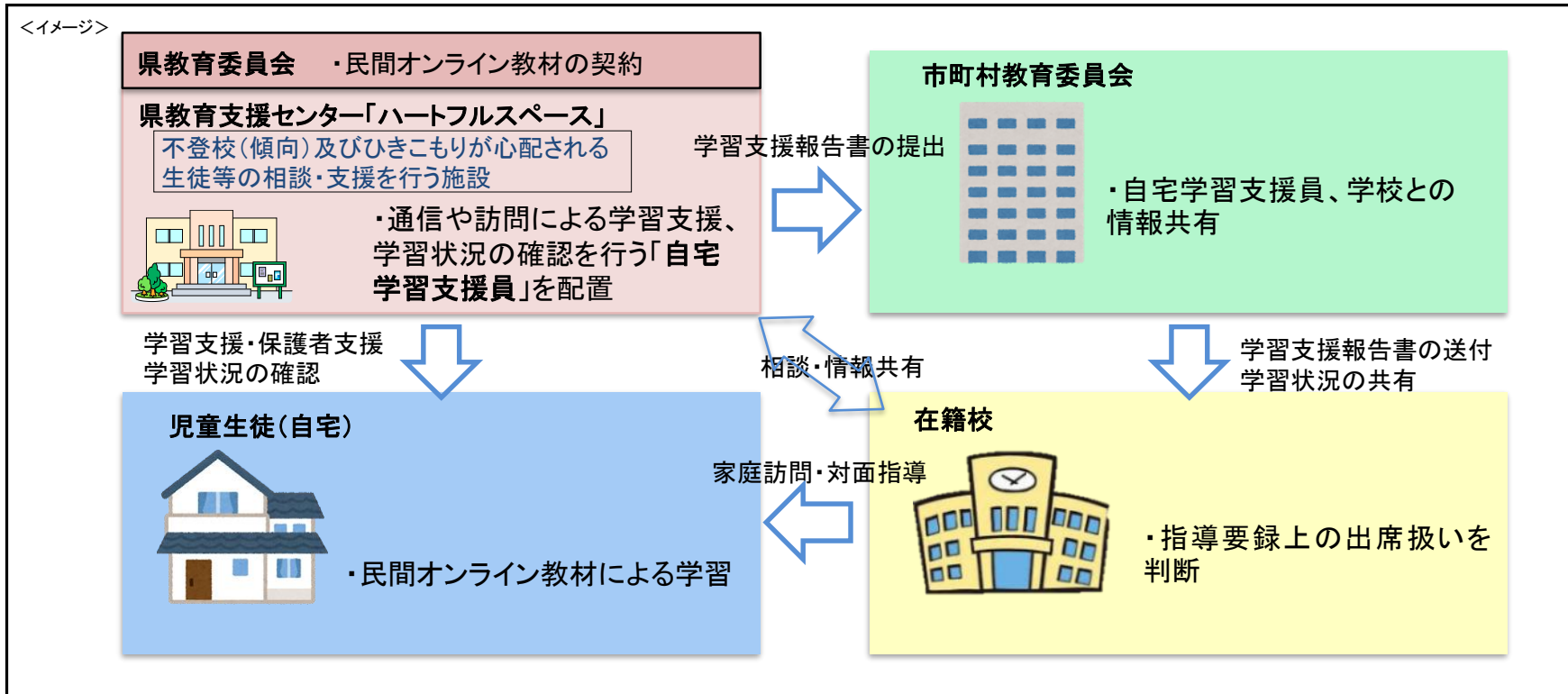
<イメージ>



## 事例 2：教育支援センターを拠点とした学習支援（鳥取県）

### 支援内容

- 県内に3箇所設置している県教育支援センター「ハートフルスペース」に、児童生徒への学習支援や保護者への助言等を行う「自宅学習支援員」を配置。
- 自宅学習支援員は、児童生徒の学習状況をインターネットを介して確認し、学習教材内の通信機能や訪問等により、学習支援を行う。
- 児童生徒は県が契約している民間オンライン教材により学習。県教育委員会は学習支援報告書を市町村教育委員会経由で在籍校に提出し、学校長が指導要録上の出席扱いを判断。

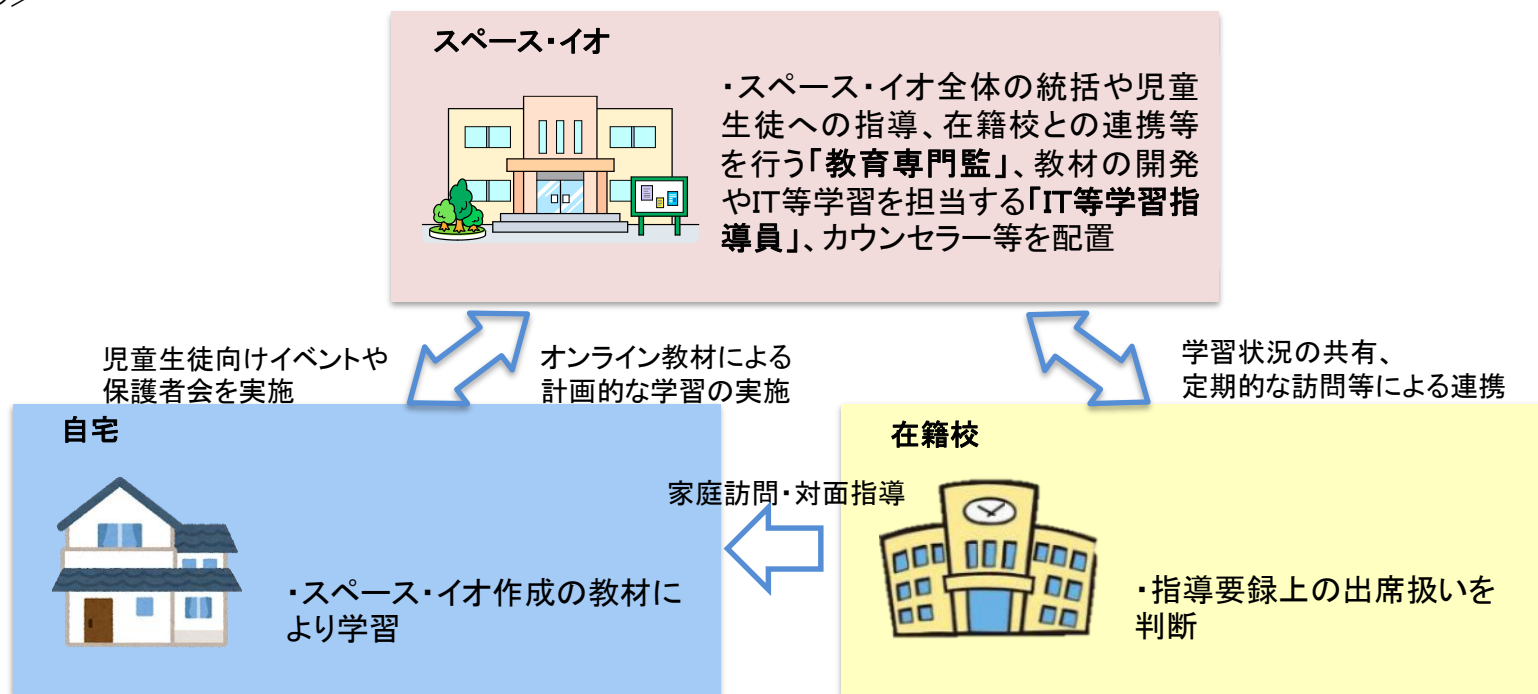


# 事例 3 : 教育委員会が設置した支援拠点における学習支援 (秋田県)

## 支援内容

- 不登校児童生徒への学習支援を行う「スペース・イオ」を設置するとともに、学習教材の作成を行う職員や、相談支援を行うカウンセラー等を配置。
- 「スペース・イオ」において個々の子供に適したオンライン教材を作成し、計画的な学習を実施。
- 児童生徒は教材の学習結果を「スペース・イオ」に提出。「スペース・イオ」は学習結果を在籍校に報告し、在籍校において、学校長が指導要録上の出席扱いを判断。
- その他、「スペース・イオ」において保護者会や、児童生徒が参加するイベント等を実施。

<イメージ>



## オンラインによる遠隔でのカウンセリングにおける留意点

一般社団法人日本臨床心理士会

### ◆オンラインによる遠隔でのカウンセリングについて

オンラインカウンセリング（Online counseling）とは、一般的には電子メール、同時チャット、SNSや電話相談などもその範疇に含まれるが、ここで取り上げるオンラインカウンセリングは、画面上で両者の顔が見えるような形での対面相談のことをいう。

### ◆SCがオンラインカウンセリングを実施することへの期待

心の支援サービスとしてのカウンセリングは従来 face to face の形で行われてきたが、ローレルタリング（手紙）や電話相談、メール相談、LINE 相談など、コミュニケーションツールの発展や変化に伴いそのバリエーションも広がりを見せてきた。

電話や LINE による相談では、匿名性が大きな特徴として挙げられ、それ故のメリットもデメリットも多く、さまざま工夫や議論が行われている。

オンラインカウンセリングという遠隔での対面相談は、従来学校現場で実施されてきた SC のカウンセリングと共通点も多く、アクセシビリティなどの面からもその活用範囲の拡大が期待できる（例えば、外出に抵抗が強い不登校の子ども、何らかの事情で来校が難しい保護者）。SC が行う新たな心の支援の手段としてオンラインカウンセリングの導入は、SC の身近な利用と有効活用に貢献すると考えられる。

### ◆SCによるオンラインカウンセリング実施における留意点

#### 1. 治療構造的な取組（枠組み）

- ・ メディアリテラシーの一環として、タブレットをカウンセリングに使用する際のルール作りが求められる。例えば、タブレットに映らないところでSC以外の者がそのやり取りを見聞きしている場合等があるため、相談環境の前提を定める必要がある（現在行われている LINE 相談との大きな違い）。
- ・ アクセスのよさを維持しながらも、オンラインカウンセリングが学校の相談体制に組み込まれることが重要である。例えば、学校側がまったく関与しないままに、SCとユーザー（子どもや保護者）がシステムを利用し、オンラインカウンセリングが継続することはSC活動を逸脱する行為である。



- ・ 柔軟に対応しながらも、面接の基本構造を維持できるようにする。例えば、ユーザーが頻繁に連絡してオンラインカウンセリングを要求するようになることは適切ではない。また、適切な場所の確保（静穏な所で、周囲に人がいない等）、適切な面接時間など、ユーザーとのルール作りが必要である。加えて、不登校等で校内での面接ができないような場合を除いて、通常の面接に戻していく努力がSCには求められる。

## **2. 発達段階を考慮してオンラインカウンセリングを活用する。**

- ・ 言葉ではなく遊びを媒体とする心理支援（遊戯療法等）の対象年齢の子どもたちには限界がある。一方で、信頼関係を構築するまでの手段としては有効であり、SCは直接的に関わるような方向に導く努力が求められる。

## **3. 子どもが抱える課題への配慮**

- ・ 子どもが抱える課題の質や程度を考慮してオンラインカウンセリングを活用することが大切である。例えば、自傷他害等の生命に関わるリスクのあるケース、いじめ・虐待などの法によって対応が示されているケースなどは、学校全体の相談体制の中で対応することが原則であることを理解しつつ、オンラインカウンセリングからできるだけ早く通常の面接に切り替えるよう努める。